

ぐりぶー飲食券・ぐるめクーポン 飲食店向け説明会

令和2年9月
鹿児島県 商店街活性化推進室

《お問い合わせ先》
鹿児島県プレミアム付き飲食券事務局
電話 0570-008-400
平日9:00~17:00
※10月, 11月は毎日9:00~22:00

1

説明事項

- 1 ぐりぶー飲食券・ぐるめクーポンとは
- 2 今後のスケジュール
- 3 利用店舗の要件
- 4 来店客の利用手続き
- 5 換金手続き
- 6 利用店舗の応募手続き
- 7 その他

2

1 ぐりぶー飲食券・ぐるめクーポンとは

ぐりぶー飲食券

内容	飲食に限定したプレミアム付き商品券
発行額／枚数	25億円／50万冊(額面5千円を50万冊発行)
販売価格	1冊5,000円(1,000円×5枚綴り)を4,000円で販売
購入限度	1世帯(1住所)につき、購入上限5冊 ※ 子育て世帯割引販売分を除く
子育て世帯優遇	18歳未満の方がいる世帯は、1冊に限り3,000円
申込期間	9月17日～10月15日 ※ 申込み多数の場合は抽選
申込方法	インターネット、はがき
利用期間	11月9日～1月31日

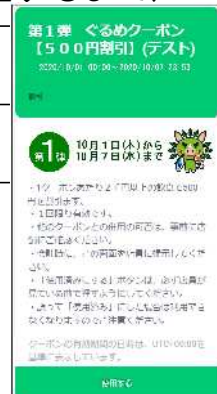


3

1 ぐりぶー飲食券・ぐるめクーポンとは

ぐるめクーポン

内容	電子式の割引クーポン
配信対象者	スマホアプリLINEで公式アカウント「鹿児島県庁」を登録した方
割引額	1回500円(2,000円以上の飲食について500円割引)
発行額	1億円(クーポン利用が1億円:20万枚に達するまで)
配信日	10月1日以降、毎週月曜日
利用期間	各クーポン1週間(月～日)、最終1月31日



4

2 今後のスケジュール

月日	飲食店	ぐりぶー飲食券	ぐるめクーポン
9月3日	利用店舗募集開始		
9月17日		購入申込み受付開始	
10月1日			クーポン配信開始
10月15日		購入申込み受付終了	利用枚数が20万枚に達するまで毎週配信
10月16日		抽選, 引換券発送	
11月9日		引換購入・利用開始	
11月30日	利用店舗募集終了	引換購入期間満了	
1月31日		利用期間満了	

5

3 利用店舗の要件

- ① 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店であること
- ② 営業の主たる目的が、飲食店(宿泊施設の飲食部門を含む)であること
- ③ 登録しようとする店舗が鹿児島県内にあること
- ④ 鹿児島県が発行する「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」を取得すること

6

4 来店客の飲食券・クーポン利用手続き

ぐりぶー飲食券

- ①会計(支払額の提示)
- ②来店客がぐりぶー飲食券を提示



- ③提示された券が「偽造されたもの」や「自店で取り扱っていない他の商品券等」でないかを確認
- ④来店客から飲食券を受領

7

4 来店客の飲食券・クーポン利用手続き

ぐるめクーポン

- ①来店客が「ぐるめクーポン利用カード」に氏名と電話番号を記入し、会計時に提出
- ②来店客にスマートフォンでぐるめクーポン画面の表示を求め、「使用する」→「使用済みにする」を選択するよう促す
- ③画面に「このクーポンはすでに使用済みです」と表示されたことを確認
- ④2千円以上の飲食について500円を割り引いた額を請求，受領
- ⑤来店客に，割引前の額，割引額，割引後の額を明示したレシート又は領収書を渡す(レシート又は領収書の写し又は画像を保管)

8

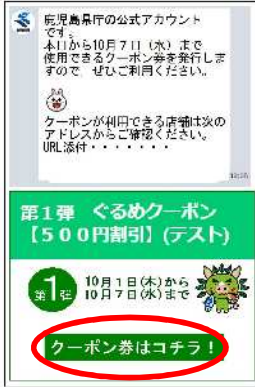
4 来店客の飲食券・クーポン利用手続き

ぐるめクーポン

お客様(利用者)への対応

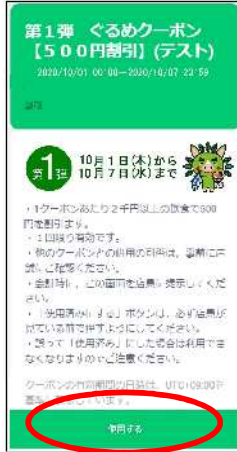
①ぐるめクーポンをお客様が提示

目の前でお客様に「クーポン券はコチラ！」をタップしてもらってください。



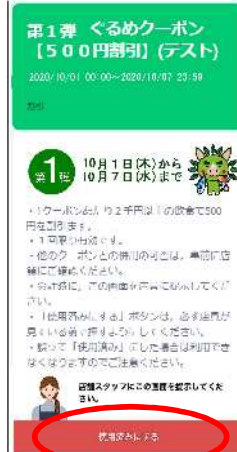
②ぐるめクーポンの内容の確認

目の前でお客様に「使用する」をタップしてもらってください。



③お客様が「使用済みにする」をタップ

お客様に「使用済みにする」をタップしてもらってください。



④「使用済みにする」の確認

「使用済みにします」を確認し「OK」をタップしてください。



⑤利用済みのコメント(再使用不可)の画面確認

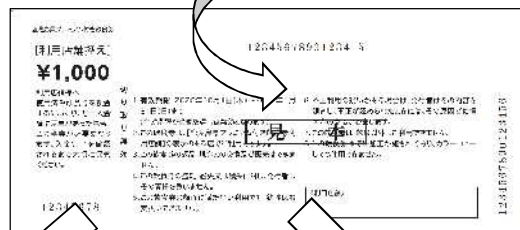
画面に「このクーポンはすでに利用済みです」と表示された事をご確認ください。



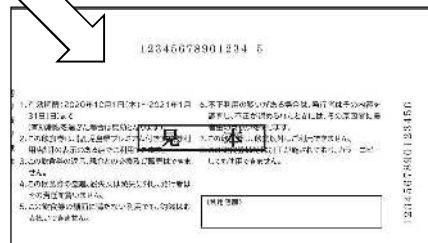
5 換金手続き

※ 下記の換金手続きは現時点の案ですが、今後、より迅速に換金できる形で仕組みを変更することがあります。

ぐりぶー飲食券



利用店舗控え



換金事務局に郵送

5 換金手続き

ぐるめクーポン

鹿児島県庁

ぐるめクーポン利用カード

1クーポンあたり2千円以上の飲食で500円割引

(例) 2,200円の飲食 → 1クーポンで 1,700円 (2クーポン不可)
 3,100円の飲食 → 1クーポンで 2,600円 (2クーポン不可)
 4,300円の飲食 → 1クーポンで 3,800円 (2クーポンで 3,300円)

来店時でもOK 既に友達登録している方は③へ

会計前にスマホで

①QRコードを読み取り
もしくはLINE(ライン)
で「鹿児島県庁」を検索

②「鹿児島県庁」の画面
で「追加」をタップし友
達登録

③届信中のクー
ポンの有効期
間を確認

④ぐるめ
クーポン
500円割引
を「利用する」

会計のときに

①お持ちした「ぐるめクー
ポン利用カード」をレ
シートに貼出

②ぐるめ
クーポン
500円割引
「使用する」

③ぐるめ
クーポン
500円割引
「使用済み
にする」

鹿児島県プレミアム付き飲食券事務局 ☎0570-008-400

※グループで複数のクーポンを利用される場合はグループの代表者のみで締結です。

お客様記入欄(グループの代表の方)

代表者氏名 _____ 連絡先電話番号 _____

利用店舗名(スタンプ)
※手書きでも可

利用店舗記入欄

利用日時 _____ / () : _____

A 代金総額(割引前) _____

B クーポン数 _____

※AがB×2,000以上であることを確認

C 割引額 B×500 _____

受領額 A-C _____

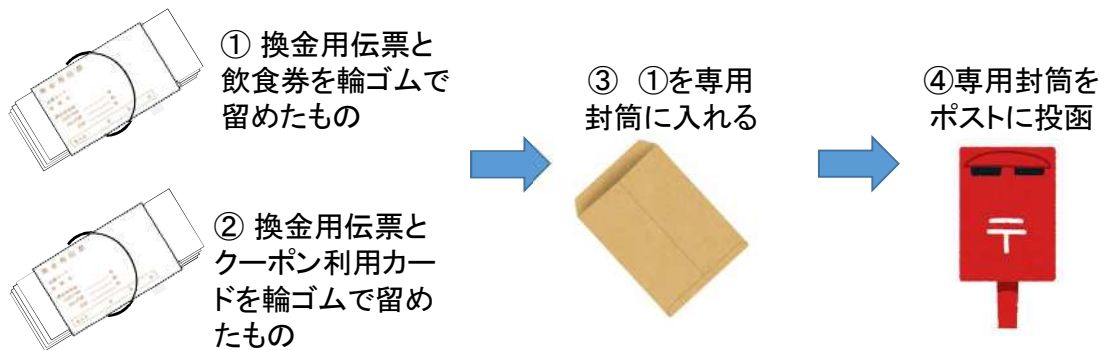
担当者印 _____

レシート控え又は領収書(写)を貼付
※写真でも可

鹿児島県プレミアム付き飲食券事務局 ☎0570-008-400

11

5 換金手続き



日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	郵便ポストに投函								飲食店口座に入金
								取扱銀行に送信	

飲食券・クーポンの利用日から振込みまで

最短10日
最長16日

12

6 利用店舗の応募手続き

応募方法

※ ぐりぶー飲食券・ぐるめクーポンどちらか一方のみの応募も可能

① パソコン・スマートフォンからホームページにアクセス

WEBで応募

FAX・郵送で応募

② 申請フォームに入力

※ 営業許可書の画像を添付

② 申請書を印刷

③ FAX又は郵送で提出

※ 営業許可書の写しを添付

※ 専用ホームページにアクセスできない方、申請書を印刷できない方は、事務局にご連絡ください。

募集期間

第1期

9/3(木)～9/25(金)

第2期

9/26(木)～10/30(金)

第3期

10/31(木)～11/30(月)

ぐるめクーポン利用開始前までに利用店舗ステッカー等の必要物品を送付

飲食券利用開始前までに利用店舗ステッカー等の必要物品を送付

随時、利用店舗ステッカー等の必要物品を送付

13

7 その他

新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー



新型コロナウイルス感染防止対策 実施宣言	
基本的事項	
私たちは、新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けて次の取組を行っています。	
<input type="checkbox"/> 入口や施設内における手指消毒薬等の設置	<input type="checkbox"/> 施設共用品や複数人の手がよく触れる場所のこまめな消毒
<input type="checkbox"/> 従業員のマスクの着用及び手洗いや手指消毒の徹底	<input type="checkbox"/> 利用者へマスクの着用及び手洗いや手指消毒の呼びかけ
<input type="checkbox"/> 施設の定期的な換気及び清掃	<input type="checkbox"/> 混雑時の入場制限や滞在時間の制限等
<input type="checkbox"/> 従業員等の体調管理	<input type="checkbox"/> 人と人との十分な距離の確保
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」「保健所・接触者相談センター」の連絡先を従業員へ周知	
<input type="checkbox"/> 業界団体等が作成する「業種別ガイドライン」を参照したうえでの取組の実施	
その他の取組事項	
さらに次の取組も行っています。	
<input type="checkbox"/> 利用者の検温と体調不良の場合の入場制限や入場を控えるよう要請	<input type="checkbox"/> ハンドドライヤーや共用タオル等の不使用
<input type="checkbox"/> コップやお揃い杯の回し飲みを控えるよう注意喚起	<input type="checkbox"/> カラオケマイクのごまめな消毒及び歌う際のマスク等の着用
<input type="checkbox"/> レジやカウンター等人と人が対面する場所に遮蔽物の設置	<input type="checkbox"/> 利用者の把握など感染者発生時における確認等が迅速に対応できる取組
<input type="checkbox"/> 会計時のコイントレイ等の利用又は、キャッシュレスやセルフレンの活用	<input type="checkbox"/> 利用者同士が大声で会話しないよう注意喚起（音響等を最小限に設定）
●上記ほか独自の取組	
店舗名(施設名) ○○○○	

7 その他

新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー

基本的事項

- ✓ 入口や施設内における手指消毒薬等の設置
- ✓ 施設共用品や複数の人の手がよく触れる場所のこまめな消毒
- ✓ 従業員のマスクの着用及び手洗いや手指消毒の徹底
- ✓ 利用者へマスクの着用及び手洗いや手指消毒の呼びかけ
- ✓ 施設の定期的な換気及び清掃
- ✓ 混雑時の入場者数や滞在時間の制限等
- ✓ 従業員等の体調管理
- ✓ 人と人との十分な距離の確保
- ✓ 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員へ周知
- ✓ 業界団体等が作成する「業種別ガイドライン」を確認したうえでの取組の実施¹⁵

7 その他

新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー

ステップ1	新型コロナウイルス感染防止対策の基本的事項を実施
ステップ2	県ホームページから電子申請システムにより利用者(ID・パスワード)登録
ステップ3	感染防止対策の基本的事項とその他の取組事項を選択・入力し送信
ステップ4	記載内容を確認し、「実施宣言」書とステッカーをダウンロード
ステップ5	各自で「実施宣言」書とステッカーを印刷し店舗等へ掲示

飲食店感染防止対策支援事業

申請期間: 令和2年8月24日～11月2日

- ① 感染防止対策物品の購入等: 補助率10分の10以内, 上限1店舗当たり10万円
消毒液・フェイスシールド・アクリル板等の購入, 消毒作業・清掃作業等の外注
- ② キャッシュレスの導入: 補助率5分の4以内, 上限1事業者当たり20万円
非接触型の決済端末やレジ連携費用, 事前注文・決済システムなど

新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー

発行までの手順について

- 1 鹿児島県電子申請共同運営システム（e（いー）申請）にアクセスし、利用者登録（ID・パスワード）してください。

（URL：<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect>）



【利用者登録の手順】

(1) パソコンの場合

- ① 画面右部にある利用者登録はこちらを選択
- ② 利用者登録画面の基本情報の必須項目（個人/法人区分、お名前、メールアドレス、パスワード）を入力し、次へを選択してください。
- ③ 確認画面において内容に誤りがなければ、次へを選択してください。
- ④ 登録したメールアドレスに「利用者ID発行と確認処理用URLのお知らせ」が届くので、メールに記載されているIDを確認し、確認ページURLを開いてください。
- ⑤ 確認ページにID、パスワード（②で設定）を入力し、利用者登録が完了となります。

(2) スマートフォンの場合

- ① 画面右部にあるログインを選択してください。
- ② 画面下部の利用者登録を選択してください。
- ③ 利用者登録画面の基本情報の必須項目（個人/法人区分、お名前、メールアドレス、パスワード）を入力し、次へを選択してください。
- ④ 確認画面において内容に誤りがなければ、次へを選択してください。
- ⑤ 登録したメールアドレスに「利用者ID発行と確認処理用URLのお知らせ」が届くので、メールに記載されているIDを確認し、確認ページURLを開いてください。
- ⑥ 確認ページにID、パスワード（②で設定）を入力し、利用者登録が完了となります。

- 2 利用者登録完了後、再度アクセスし、以下のとおり進めてください。

- ① 申請先の選択
鹿児島県を選択してください。
- ② 手続の選択
「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の申請を選択してください。
- ③ 手続案内
電子申請をする（電子証明書が不要）を選択してください。
- ④ ログイン
ID、パスワードを入力し、ログインを選択してください。
- ⑤ 申請書入力
店舗（施設）名称、所在地、住所、連絡先、代表者、感染防止対策を入力し、次へを選択してください。
- ⑥ 送信内容確認
送信を選択してください。
- ⑦ 送信完了
申請書控え保存を選択すると、ステッカー及び実施宣言書をダウンロードできます。

- 3 ダウンロードしたステッカー及び実施宣言書を任意の大きさにプリントアウトし、店舗（施設）の入口など利用者が見えやすいところに掲示してください。

利用店舗の要件

次の要件を全て満たすこと

- (1) 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けている飲食店であること
- (2) 営業の主たる目的が、飲食店（宿泊施設の飲食部門を含む）であること
- (3) 登録しようとする店舗が鹿児島県内にあること
- (4) 鹿児島県が発行する「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」を取得すること

【参考】

対象とする業態

食堂、レストラン、専門料理店（日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店）、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店（ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼店、他に分類されない飲食店）、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業

対象としない業態等

- ・ スペース利用や演奏等が主たるサービスとなる業態（カラオケボックス、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウスなど）の営業を行う者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業を行う者
- ・ 代表者が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者であることなど

【補足】

- ・ ガールズバー、ダーツバー、ゴルフバー、プール（ビリヤード）バー
→ 飲食を提供している「バー」であり、飲食店営業許可を受けていれば「対象」とする。
- ・ カラオケボックス
→ 日本標準産業分類では、80 娯楽業>8095 カラオケボックスに分類されており、スペース利用が主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ ネットカフェ、漫画喫茶
→ インターネット、漫画の利用が主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ ライブハウス
→ 娯楽（演奏等）を提供することが主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ 対象とする業態の「その他の専門料理店」とは、主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所であり、西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店などである。
- ・ 対象とする業態の「他に分類されない飲食店」とは、主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所であり、大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）などである。
- ・ 対象とする業態の「持ち帰り飲食サービス業」とは、飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所であり、持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）などである。
従って、飲食料品を作り置き、客の求めに応じて販売する事業所（総菜屋など）は、ここには含まない。
なお、車両等を使い、不特定な場所において客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所もここに含める。
- ・ 対象とする業態の「配達飲食サービス業」とは、その事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける事業所及び、客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所であり、宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店などである。
なお、学校や病院、施設など特定された多数数に対して食事を客の求める場所に届ける事業所（給食センター、病院給食業、施設給食業、配食サービス業など）は除く。